

1 1 事業者

(1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた指定基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

ただし、住宅改修は指定がなく、サービス提供ができれば保険給付の対象となる。また、病院・診療所・薬局が保険医療機関・保険薬局の指定を受けると、同時に介護保険における居宅療養管理指導事業者の指定を受けたものとみなされ、保険給付の対象となる。

制度改正に伴い、平成 18 年 4 月 1 日から、介護予防サービス、地域密着型サービスが創設され、指定方法が改められた。要支援 1・2 の人への介護予防サービスを提供する事業者は、介護予防サービス事業者として、改めて指定を受けることとなり、介護予防支援事業者や住み慣れた地域での生活を支えるための地域密着型サービス事業者は、区市町村が指定することとなった。

練馬区では平成 18 年度に、介護予防支援事業者として 4 つの地域包括支援センターを、地域密着型サービス事業者として 22 事業者（みなし事業者を除く。区外事業者を含む。）を指定した。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者

各年 4 月 1 日現在

| サービスの種類 | 16 年 | 17 年 | 18 年 | 19 年 |
|---------|------|------|------|------|
| 居宅介護支援 | 130 | 158 | 161 | 155 |
| 介護予防支援 | | | 4 | 4 |

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者

各年4月1日現在

| 居宅サービスの種類 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 |
|-------------|-----|-----|----------|----------|
| 訪問介護 | 121 | 148 | 163(156) | 160(153) |
| 訪問入浴介護 | 4 | 5 | 5(5) | 5(5) |
| 訪問看護 | 30 | 30 | 31(31) | 34(34) |
| 訪問リハビリテーション | 7 | 7 | 3(3) | 3(3) |
| 通所介護 | 44 | 58 | 66(63) | 74(70) |
| 通所リハビリテーション | 12 | 11 | 11(10) | 10(9) |
| 短期入所生活介護 | 16 | 17 | 17(17) | 20(20) |
| 短期入所療養介護 | 11 | 11 | 11(10) | 10(9) |
| 特定施設入所者生活介護 | 10 | 11 | 14(14) | 21(21) |
| 福祉用具の貸与 | 18 | 21 | 26(23) | 26(24) |
| 特定福祉用具販売 | | | 20(20) | 26(26) |
| 合計 | 278 | 326 | 367(352) | 389(374) |

注1:()内は指定介護予防サービス事業者の数

注2:「特定福祉用具販売」は平成18年度から指定制となった

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設

各年4月1日現在

| 施設サービスの種類 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 介護老人福祉施設 | 15(1,090) | 16(1,140) | 16(1,140) | 17(1,210) |
| 介護老人保健施設 | 6(620) | 6(620) | 6(620) | 5(520) |
| 介護療養型医療施設 | 5(231) | 5(279) | 5(279) | 5(279) |
| 合計 | 26(1,941) | 27(2,039) | 27(2,039) | 27(2,009) |

注:()内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数 各年4月1日現在

| サービスの種類 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 居宅介護支援 | 1 | 2 | 0 | - |
| 訪問介護 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 通所介護 | 2 | 3 | 1 | - |
| 短期入所生活介護 | - | - | - | 1 |

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者

各年4月1日現在

| サービス種類 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 |
|--------------|-----|-----|--------|--------|
| 夜間対応型訪問介護 | - | - | - | 1(-) |
| 認知症対応型通所介護 | - | - | 17(15) | 17(16) |
| 小規模多機能型居宅介護 | - | - | - | 2(2) |
| 認知症対応型共同生活介護 | 5 | 7 | 10(10) | 14(14) |
| 合計 | 5 | 7 | 27(25) | 34(32) |

注:()内は介護予防指定事業者の数

注2:「認知症対応型共同生活介護」「認知症対応型通所介護」は、平成18年度から地域密着型サービスとなった

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、都道府県および区市町村は、介護サービス事業者等に指導監督を行う。

指導は、事業者等の育成・支援を念頭に、指定基準などで定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者等を集めて、講習等の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う実地指導がある。

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。通報・苦情、実地指導等で確認した情報をふまえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

| 区分 年度 | 居宅サービス事業者 | 介護予防支援事業者 | 介護老人保健施設 | 地域密着型サービス事業者 | 基準該当サービス事業者 |
|----------|----------------------|-----------|-----------|----------------------|-------------|
| 18年度 | 実地指導 11 事業者、集団指導 1 回 | 集団指導 1 回 | 実地指導 4 施設 | 実地指導 17 事業者、集団指導 2 回 | 実地指導 2 事業者 |